別紙１

Emerging and Foundational Technologies（新基本技術）への予定規制概要図　※注釈補充版

※「技術」を対象としたもの。「貨物」「ソフトウェア」に拡大可能性あり。

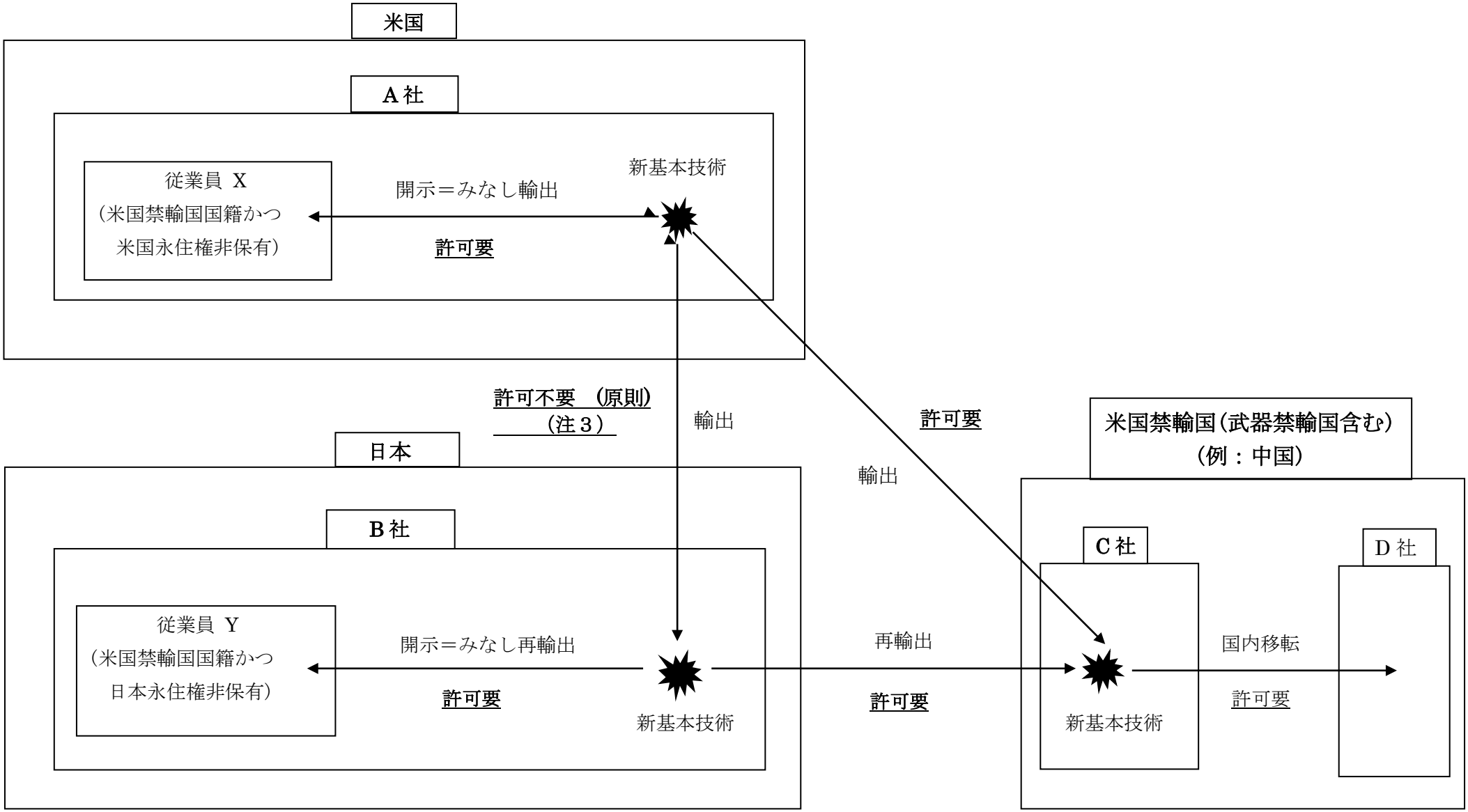

(注１)上記図のX、Yが、A社、B社の各従業員でなく、社外の者(コンサルタント等)であったとしても、許可要。

(注２)新基本技術の米国禁輸国以外向け輸出・再輸出、米国禁輸国籍以外の国籍者へのみなし輸出・再輸出の場合、リスト規制はかからないが、キャッチオール規制は適用され、大量破壊兵器用途等の場合は、許可要。

(注３)ECRAでは「最小限、禁輸国（武器禁輸国を含む）」とされ、「政府内で協議し禁輸国以外に拡大できる」とある。諸般の状況を踏まえると、主として武器禁輸国を含む禁輸国向けを想定していると思われ、仮に、禁輸国向け以外に拡大されたとしても、非懸念国向けには許可例外適用の可能性大。